

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十五号から議案第七十七号までは原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第二十六陳情第二号私道買収並びに整備に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 朗読は終わりました。

本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で意見は終わりました。

陳情第二号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

~~~~~

福山市  
義子義

○議長（石川信義君） 日程第二十七陳情第三号夏季手当に関する

陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 朗読は終わりました。

本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

○十番（松山清君） この陳情書はたいへんな生活をされている方の

陳情でありますので、われわれとしても十分意をくみまして、これが完全に実現されますよう努力していきたいと思ひます。

○議長（石川信義君） 以上で意見を終わります。

おはかりいたします。本陳情書は隣接市町村とも関連がありますので理事者一任といたしたいと思います。がこれにご異議ありませんか。

○十番（松山清君） この問題は過去にも何回か夏季になると出てくる問題であり、常に理事者一任ということとやってきているわけでありますが、何ら進展を見ていないという点で、

福山市  
義子義

この問題は議会相手の陳情でありますので議会で責任を  
もって陳情者の意をくんで採択し、理事者側に回すのが  
筋だと思っております。そういう意味で理事者一任とするこ  
とについては私は反対であります。当然議会で責任をもってこの問  
題を採択していただきたいと思います。

○議長（石川信義君） おわかりいたします。本件につきましてはご異  
議がございしますので起立により採決いたします。

本件について理事者一任に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川信義君） 起立十六名、多数であります。よって本件は  
理事者一任と決定いたしました。

○議長（石川信義君） 追加日程第一請願第四号側溝新設に関す  
る請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（石川信義君） 以上で朗読は終了しました。

紹介議員 宮沢良一君から本趣旨の説明を求めます。

（二十番 宮沢良一君登壇）

○二十番（宮沢良一君） 紹介議員としてご指名をいただきましたので本  
請願の紹介議員を代表して竹間単に補足説明を申しあげま  
す。

請願個所及びその内容と実情はただいま朗読のとおりでござ  
います。聞くところによりますと、長年雨水に悩まされ、石  
ツク壁を立て雨水の浸水を防いだり、また都立熊川保育園等  
は地盤をぐんと上げて雨水に対処しております。しかレ付近のど  
こかで迷惑をこうむっているのが現状で、いままお付近住民はその  
ことで悩まされております。現地の実情を知った私も側溝の設  
置をしてほしいと叫ぶ方々にご同情申しあげ、本請願を機に紹  
介の労をとった次第であります。

何とぞ賢明なる議員各位におかれましては、地域住民の  
日常の苦痛を了解し、何分のご配慮をされますようお願いい

いたしまして紹介議員の説明を終わります。

○議長（石川信義君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

請願第四号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長（石川信義君） 追加日程第二請願第五号排水設備の設置

に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（石川信義君） 以上で朗読は終わりました。

紹介議員吉岡一三君から本趣旨の説明を求めます。

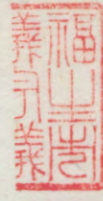
（八番 吉岡一三君 登壇）

○八番（吉岡一三君） ただいまご指名がありましたので紹介議員を

福生市議会

代表いたしました。私より本請願に対する紹介説明を申しあげます。

本請願排水路の位置は、今回請願書に添付されました図面どおり牛浜駅東口駅前に通ずる道路であり、駅の乗降客の専用道路ともいえる道路であります。青梅線東側地域一帯はもとより著しい低地帯であり、従来から降雨の際には地域住民は被害を受けております。一昨年より基地排水につながる排水路が議員の方々また事務局の方々のご努力により一部完成いたしましたので地域住民は感謝している次第でございます。今回の請願にかかめる地域はいまだに降雨の際には出水等に悩まされている次第でございます。このたび地域住民より請願が提出された次第でございます。今回の請願場所に ついてはいずれも議会の方々のご努力をいたしたく、なれば基地排水に通ずる排水路が完成するわけでございますので、ぜひ現地をご視察のうえ良識あるご理解と特段のご配慮によりましてお力添えをいただくことを心よりお願いし、紹介議員の一員とし



てその労をとった次第でございます。

よろしくご審議のうえご採択くださるようお願い申しあげまして補足説明を終わります。

○議長（石川信義君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

請願第五号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長（石川信義君） 追加日程第三陳情第四号民間自由労働組合

日雇労働者に対する夏季手当支給に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（石川信義君） 以上で朗読は終わりました。

福生市議会



○二十三番（岩田博君） この組合はどういう関係の組合か説明願いたいと思います。

ます。

○十七番（関米吉君） 議会の会議規則の定めによりまして陳情、請

願はそれそれ委員会でもって十二分に審議してその採否をきめることになっております。したがってそういう手続をお願いしたいということが一つです。

それに私から民間自由労働組合がどういうものを説明するのはおかしいのですが、私の調べたことをたいへん失礼ですが申しあげますと、地方公共団体がいろいろな公共施設を民間会社に請け負わせるという場合にこういった労働者が公共的な事業に従事するわけで、そういう労働者のことであると聞いておりますし職安にも登録されております。たとえば東京都があるいは福生市があるいは昭島市がというような公共的な学校の建設であるとか、直接的な手法でなく民間の会社に請け負わせます。そういう場合に出される労働者というふうに聞いております。

○二十三番（山田博君） こういう陳情等を受けつける場合に議口員から説明されないよう事務局で十分聞いて、組合の性質等や組合員の数ということと十分にキャッチしてほしいと思います。議員が説明するということはおかしいと思うのでよろしくお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で意見を終わります。

陳情第四号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（石川信義君） 追加日程第四陳情第五号福生市南東地域

会館設置に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（石川信義君） 以上で朗読を終わりました。

本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で意見を終わります。

陳情第五号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（石川信義君） おはかりいたします。委員会審査のため明

十九日から二十四日までの六日間休会いたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって明十九日から

二十四日までの六日間休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月二十五日午前十時から開きます。

○議長（石川信義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十分 散会



福生市議会

写

福庶発第九百二十七号

昭和四十八年六月十一日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

石川 信義 殿

昭和四十八年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和四十八年六月十一日付福生市告示第三十二号（別紙参照）をもつて、昭和四十八年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。



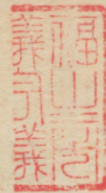
福生市告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十八年第二回福生市議会定例会をつぎのとおり招集する。

昭和四十八年六月十一日

福生市長 石川 常太郎 印

一期 日 昭和四十八年六月十八日  
二場 所 福生市議会議場



(写)

福庶発第九百六十九号

昭和四十八年六月十三日

福生市長 石 川 常太郎 印



福生市議会議長

石 川 信義 殿

議案の送付について

昭和四十八年第二回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を送付します。

一 議案第五十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

二 議案第五十七号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

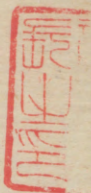
三 議案第五十八号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第五十九号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

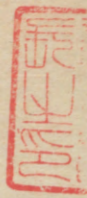
五 議案第六十号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例



- 六 議案第六十一号 市道路線の認定について
- 七 議案第六十二号 市道路線の廃止について
- 八 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 九 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十一 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十二 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十三 議案第六十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十四 議案第六十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十五 議案第七十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十六 議案第七十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十七 議案第七十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十八 議案第七十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十九 議案第七十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十 議案第七十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について



- 二十一 議案第七十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十二 議案第七十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について



陳情第二号

私道買収並びに整備に関する陳情書